

令和6年1月 随意契約一覧（物品・委託契約）

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	1月5日	すみだ生涯学習センター空冷ヒートポンプチャラー保全整備業務委託	三栄管財株式会社	3,095,400	本施設は、常時ホールなどの有料貸出を行っているため、本業務は来館者に影響が出ないよう細心の注意を払う必要がある。 指定事業者は、本施設の空冷ヒートポンプチャラー及びその他一切の空調機器の定期点検を行っており、当該施設を熟知しているため、本業務を安全かつ確実に履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域活動推進課
2	1月12日	がん検診パンフレットの印刷	株式会社社会保険出版社	2,351,250	【物品】 健康診査事業でも指定業者のパンフレットを使用しており、効果的にがん検診と健康診査のPRを行うためには、文書表現やイラスト、デザイン等を統一する必要があり、他に適したパンフレットは本製品以外にない。 【業者】 がんの早期発見・予防のため、以前より作成しているパンフレットとイメージを統一したものを作成し、がん検診についてわかりやすく区民に周知する必要がある。パンフレットの著作権は指定業者が保有しており、他事業者では同内容のパンフレットを作成することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健計画課
3	1月12日	指定道路調書等整備事業に係る修正等業務委託	東日本総合計画株式会社 首都圏支店	957,000	指定事業者は、平成23年度から本業務を受託している。過年度において作成した指定道路図等に、その後の現地調査結果及び新たな指定等に基づくデータの追加・修正・調整等を行い、かつ、整合性を保ちつつ更新・調整を行うことができるのは、これまでの各データの内容を熟知している指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	建築指導課
4	1月12日	町会・自治会情報発信応援事業業務委託（町会・自治会紹介リーフレット作成支援講座）	株式会社K I T A B A 東京事業所	795,300	町会・自治体加入促進マニュアルにおいて、情報発信は極めて重要な要素であるとされている。 指定事業者は当該マニュアルの制作等業務委託の受託者であり、区における町会・自治会の情報発信を含む様々な課題の現状を熟知しているため、最も効果的に講座参加者への個別具体的な説明ができる事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域活動推進課
5	1月19日	肉筆画の購入	GALERIE YUHEI SAKAMOTO	8,250,000	本件において購入する肉筆画は、指定事業者（販売者）からの売立があった場合のみ購入できるため、指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	文化芸術振興課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
6	1月22日	版本外の購入	株式会社原書房	1,745,400	本件において購入する版本外は、指定事業者（販売者）からの売立があった場合のみ購入できるため、指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	文化芸術振興課
7	1月22日	版本の購入	株式会社山星書店	1,300,850	本件において購入する版本は、指定事業者（販売者）からの売立があった場合のみ購入できるため、指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	文化芸術振興課
8	1月22日	地域包括支援センター支援システム移設作業等委託	トーテックアメニティ株式会社 東京事業所	1,650,000	本件は、地域包括支援センター支援システム（以下「本件システム」という。）を移転時と復帰時の環境でのシステム接続等の検証作業を行うとともに、本件システムに関する設定作業及びネットワーク接続を行い、OSの正常稼働の確認作業、ネットワークの疎通確認作業及びファイル共有のアクセス確認をすることを目的としており、本件システムを構築、設置した指定事業者でなければ、作業に伴う障害や不具合が生じた際の速やかな原因の切り分け及び迅速な対応が不可能であり、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
9	1月25日	肉筆画の購入	有限会社ギャラリー一紅屋	8,000,000	本件において購入する肉筆画は、指定事業者（販売者）からの売立があった場合のみ購入できるため、指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	文化芸術振興課
10	1月25日	令和6年度介護報酬改定等対応に伴う介護保険システム改修委託（令和5年度対応分）	株式会社ジーシーシー 東京支社	935,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	介護保険課
11	1月26日	八広児童館移転に伴う開設準備業務委託	小学館集英社プロダクション・理究キッズ共同事業体 代表者 株式会社小学館集英社プロダクション	9,525,450	指定事業者は、八広児童館の次期指定管理者であり、移転後の運営を行うことから、本業務を履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て政策課
12	1月26日	令和5年度報酬改定に伴う障害・高齢福祉情報システムの改修委託	株式会社アイネス 公共営業部	3,850,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害者福祉課